

貨物油タンクの加圧値の定義に関する統一解釈に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

貨物油タンクの加圧値の定義に関する統一解釈に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 23 規則において、確率論的手法による貨物油タンクからの油流出量評価が規定されている。この油流出量評価において、船底損傷時の油流出量を求める際には、貨物油タンク内に残存する貨物液位を算出する必要があるが、イナートガス装置が備えられる場合は、貨物油タンク内の加圧値を考慮することになっている。しかしながら、この加圧値についての定義が不明確であった。

このため IACS は、2008 年 7 月に加圧値の定義を明確にするための統一解釈 MPC93 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 MPC93 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

イナートガス装置が備えられる場合の貨物油タンクの加圧値の定義を加えた。